

II 緒 言

1. 標準商品分類改正要旨

昭和25年3月刊行された日本標準商品分類はアメリカの標準商品分類(Standard Commodity Classification, Executive Office of the President, Bureau of the Budget, December 1946)を模しこれにわが国の特色を加味したもので4桁分類の構成であった。

標準商品分類の第1回改正版は昭和30年3月に刊行されたが、この改正は主として、1950年に国際連合が制定し、大蔵省の輸出入統計品目表が昭和26年からこれに準拠することになった標準国際貿易分類(Standard International Trade Classification, June 1951, Statistical Papers Series M. No. 10, Statistical Office of the United Nations;略称SITC)との関連を考慮するという必要にもとづくものであった。第1回改正により、本分類は原則として6桁段階まで細分されることになり、極めて詳細な分類項目をもつものとなった。特に武器、航空機の関係で項目の新設や改正がはかられている。ただSITCとの統一には種々の難点があるものとして、両者の構成上の相違は第3回改正までは存置されてきたが、今回の第4回改正に当たって、下記の如く食料品を集括する際の分類方法はSITCの分類に準拠することにした。

標準商品分類は工業統計調査、生産動態統計調査をはじめ商品別を必要とする諸統計調査に用いられるものなので、実情に即応して商品分類を改正することが必要であり、このため、昭和48年度から2カ年計画で改正作業に着手し、今回の改正となった。改正原案は、主管官庁の担当課長を主査とする34の小委員会によって作成され、これは統計審議会分類部会で審議された。分類部会は昭和48年4月に第1回会議を開いて改正方針の審議を行って以来、昭和50年1月まで20回の会合をもち改正原案を審議した。

審議の当初において、改正の重点の置き方としては新商品の追加を第1とすべきことが決まったが、分類体系上の基本問題についても論議された。

すなわち、その一つは加工の程度により大分類上分散していた食料品を集括する問題であり、二つには大分類3-最終製造品の分割問題である。

分類部会は、これらの基本問題についてほぼ6か月にわたって審議した結果、食料品については、これを集括することを決定し、大分類3-最終製造品の分割については、今回は見送ることとするが当該大分類に属する中分類の配列順序については主として生産財、消費財の観点からの配列替えを行うということに決定した。

このような改正基本方針の決定後各小委員会による改正案の作成作業が進められたが、時勢を反映した商品の追加例では宇宙開発機器として人工衛星及びロケットが中分類75-航空機に、海洋開発機器として海上浮遊建造物が中分類74-船舶に、公害防止機器が中分類59-保安、警報及び信号装置に、また産業用ロケットが中分類42-運搬、昇降、貨物取扱装置にそれぞれとりいれられている。

このほか、商品分類の整備、拡充という見地から主なものをあげると次のようなものがある。

- (1) 従来、商品の範囲から除外されていた電力を中分類として設定した。
- (2) 自動車サービス機器及び装置を小分類として設定した。

- (3) 工業生産建築物及び建築部材の分類が詳細になった。
- (4) レコード、録音・録画テープなどを印刷物類似商品として取扱うことにした。(中分類 92 - 印刷物、レコード及びその他の記録物)
- (5) 従来の大分類 5 - 骨とう品(異常価値のもの)は、SITC に準じて美術品、収集品及び骨とう品に改め、分類内容の明確化を図った。

なお、分類は十進法を原則としたが、紡織基礎製品や化学のように百進法または千進法によらざるをえなかったものもある。

2. 商品の範囲

本分類における商品の範囲は、価値ある有体的商品(電力を含む。)の全部である。土地、家屋(組立家屋を除く)、立木、地下にある資源等は含まれていない。

3. 分類原則

本分類は商品の全分野を網らし、これを原則として6桁段階まで細分してある。しかし本分類の商品項目は最下位のものであっても、個々の商品でなく商品集団を示すものである。従って本分類は全商品を重複、脱漏なく、いずれかの分類項目に編入し得ることになる。

本分類の最大目的は、商品を類似するものごとに集括し、商品分類を要する統計の作成表示の要具とすることである。このために索引に便利であるように配列することも重要である。これがため類似商品を集括する分類原理としては、

- (1) 商品の成因
- (2) 商品の材料
- (3) 商品の用途
- (4) 商品の機能

等が考えられる。これらのうち、一つの原理のみによっては望ましい分類は得られないから、必要に応じてこれらを混用した。

例えば非食用の動・植物、鉱物については、大体成因で分類し、基礎資材については、材料が主要な分類原理となる。又、完成品については用途や機能が重要な分類原理となる。しかし統計に関する分類は、使い易く、かつこれを用いることによって意味のある統計を得られなければならない。従って必要に応じて上記の分類原理を混用したが、できる限り機能主義を中心とし、用途別にも編成し得るように努めた。

4. 分類の構成

本分類はまず、個々の大分類に区分した。それを更に、個々の中分類に区分し、これを示すに項目名の前に2桁の数字符号を付した。従って、この番号を読めば、大体いずれの大分類に属するかが分ると同時に、中分類の位置も分るようにした。このようにして、更に各中分類は、必要とされる商品の詳細に応じて3桁、4桁あるいはそれ以上の桁に細分した。

- (1) 9数字符号の意味

ここに注意すべきは、各分類を示す末尾の数字における数字9の意味である。ある項目に属する

商品のうち、3種の商品を取り出して各項目を設け、残りの商品を一括して示す場合には、その項目を示す数字をして、1, 2, 3, 4, とせずに1, 2, 3, 9とする。かくして末尾に9の数字を伴う数字符号に対応する分類項目は、「その他」あるいは「他に分類されない」と言う言葉を冠する商品集団を示すことにする。これは、将来この分類系列に加除がある場合、他に影響なく改正し得る便がある。

勿論、ある項目に属する商品を全部意味ある商品項目によって分類しきる場合もある。このときには分類項目が9個あり、末尾に9のある数字符号が与えられても、これに対応する商品項目は、「その他」を冠する商品集団ではない。即ち9の数字符号には2様の意味が与えられているわけである。

(2) 部分品の取扱い

本分類において、部分品が特掲されない場合は、当該部分品が用いられるべき完成品のうちに含める。従って本分類を用いる場合に、若し、部分品を完成品と区分する必要があるときは、次のような補助符号を用いればよい。

1. 完 成 品
2. 部 分 品

部分品が本分類において特掲されている場合、これを示す数字符号は原則として末尾に8の数字を用いてある。

(3) 新・古商品の区分

商品分類を利用する機関によっては、商品を新古に区分することが重要な場合もある。本分類は新古商品を一括してあるが、

1. 新 品
2. 古 品

のような補助分類を用いることによって目的を達することができる。

5. 大分類概要

本分類は次の七個の大分類に分ける。

大分類1 食料品及び飲料：本分類には食料品が集括されている。

大分類2 粗原料：本分類には食用以外の動物、植物及び鉱物等の素材が含まれる。

大分類3 加工基礎材：本分類は粗原料が若干加工された半成品で、更に製造又は建設のために使用される商品を含める。

大分類4 最終製造品：本分類にはそのまま使用に堪えるように完成された商品を包含する。

大分類5 スクラップ及びウエイスト：本分類には再生資源卸売業者によって、スクラップ及びウエイストの価格で一般に取り引きされるもののみを含む。

大分類6 美術品、収集品、骨とう品：本分類には書画、骨とう、しゅう集家のしゅう集するものなどを含める。

大分類7 分類不能：本分類には調査不備のため商品の判定がつかないものを包含する。なお、特殊目的のために、本分類でいう商品以外のものを、追加する場合に用いられる。

以上のように、例えば原綿は大分類2に属し、綿布は大分類3に属し、綿製衣類は大分類4に、綿紡ウエイスト、縫製ウエイストは大分類5に属する。更に綿製品で特殊技術による古くて骨とう的価

値を有するものは、大分類6に属するということになる。

6. 再掲商品

前述したように標準商品分類は、分類原理として商品のもつ機能を重視しながら用途主義をも加味し利用上便利なように考慮を払った。用途主義によって、例えば、船舶用、航空機用、医薬用、医療用というように関連商品を集括する場合、用途主義に徹底すると商品分類体系の編成が困難であるばかりでなく、具体的な一つの商品の帰属項目の判定に混乱を生ずるおそれもある。

しかしながら、この商品分類を利用する機関によっては、用途主義に基く商品分類が必要な場合もあることが考えられる。このような利用目的のために、主として医療機械、船舶、航空機等については用途主義による場合の商品分類も示すことにしたが、このために本書に同一商品を再掲する方法を採用した。即ち用途主義に基いて再掲された商品は、項目名の前に……を附し、また後には当該商品の標準分類番号を付した。なお、この場合標準分類番号に付した※印は標準分類における当該商品の一部に当ることを示すものである。

例えば 748 航海用機器
 7481 航海計器
 電波計器(※675)
 レーダ(6754)
 ロラン受信機(67511)

について、電波計器(※675)の意味は、ここに掲げられた電波計器は標準分類項目「無線応用装置」の一部に当ることを示すものであり、…レーダ()は、標準分類体系における「レーダ」を、航海用機器という用途主義に基いて、ここに標準分類体系から再掲したことを示すものである。